

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関する事務の
 項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同部2子
 ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関する
 事務の項中「支給」を「給付」に改める。

別表(2)個別決裁事項都市計画部の表交通政策課の部
 2交通対策に関する事務の項を次のように改める。

2 交通 対策に 関する 事務	1 放置自転 車の処分							○					駅広場 を除く。
	2 福祉有償 運送の登録 の合意							○					

別表(3)支出に関する決裁事項（支出負担行為を含
 む。）の表需用費の項中

修繕 料	3,000 万円 以上	2,000 万円 以上	1,000 万円 以上	500 万円 以上	500 万円 未満		1,000 万円 以上	500 万円 以上	100 万円 以上	
		3,000 万円 未満	2,000 万円 未満	1,000 万円 未満				1,000 万円 未満	500 万円 未満	

」を

修繕 料	3,000 万円 以上	2,000 万円 以上	1,000 万円 以上	500 万円 以上	500 万円 未満	契約金額 を変更す る場合で、 変更前と 比べて変 更後の金 額に10% 以上の差 があるとき は、当初 の契約の ときの決 裁区分に より決裁 を得ること とし、変 更前と比 べて変更 後の金額 の差が10% 未満のとき は、変更 後の金額 に応じた 決裁区分 とする。た だし、変 更後の金 額に応じ た決裁区 分が、当 初の契約 のときよ りも上級 職位とな る場合に あつては、 当該変更 金額に応 じた決裁 区分とす る。	1,000 万円 以上	500 万円 以上	100 万円 以上	契約金額 を変更す る場合で、 変更前と 比べて変 更後の金 額に10% 以上の差 があるとき は、当初 の契約の ときの合 議区分に より決裁 を得ること とし、変 更前と比 べて変 更後の金 額の差が 10%未満 のときは、 変更後の 金額に応 じた合議 区分とす る。ただし、 変更後の 金額に応 じた合議 区分が、 当初の契 約のとき よりも上 級職位と なる場合 にあつて は、当該 変更金額 に応じた 合議区分 とする。
		3,000 万円 未満	2,000 万円 未満	1,000 万円 未満					1,000 万円 未満	500 万円 未満

」に

改め、同表工事請負費の項を次のように改める。

工事 請負 費	3,000 万円 以上	2,000 万円 以上	1,000 万円 以上	500 万円 以上	500 万円 未満	契約金額を 変更する場 合で、変更 前と比べて 変更後の金 額に10%以 上の差があ るときは、 当初の契約 のときの決 裁区分によ り決裁を得 ることとし、 変更前と比 べて変更後 の金額の差 が10%未満 のときは、 変更後の金 額に応じた 決裁区分と する。ただし、 変更後の金 額に応じた 合議区分が、 当初の契約 のときより も上級職位 となる場合 にあつては、 当該変更金 額に応じた 合議区分と する。	1,000 万円 以上	500 万円 以上	100 万円 以上	契約金額を 変更する場 合で、変更 前と比べて 変更後の金 額に10%以 上の差があ るときは、 当初の契約 のときの合 議区分によ り決裁を得 ることとし、 変更前と比 べて変更後 の金額の差 が10%未満 のときは、 変更後の金 額に応じた 合議区分と する。ただし、 変更後の金 額に応じた 合議区分が、 当初の契約 のときより も上級職位 となる場合 にあつては、 当該変更金 額に応じた 合議区分と する。
		3,000 万円 未満	2,000 万円 未満	1,000 万円 未満					1,000 万円 未満	500 万円 未満

別表(3)支出に関する決裁事項（支出負担行為を含
 む。）の表備考第3項中「工事請負費」を「需用費
 （修繕料に限る。）、委託料および工事請負費」に改
 め、同表備考第8項の表中「民間保育所・認定こども
 園運営費委託料および」および「ならびに地域型保育
 給付費および広域施設型給付費」を削る。

（草津市文書規程の一部改正）

第2条 草津市文書規程（昭和61年草津市訓令第1
 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改正する。

別記様式第4号	
---------	--

告 示

草津市告示第54号

保護樹木の指定解除案について

次の樹木について、草津市の良好な環境保全条例（昭和53年草津市条例第26号）第18条第1項に規定する保護樹木の指定を解除しようとするので、同条第2項の規定により、第12条第8項の規定により準ずる同条第3項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月16日

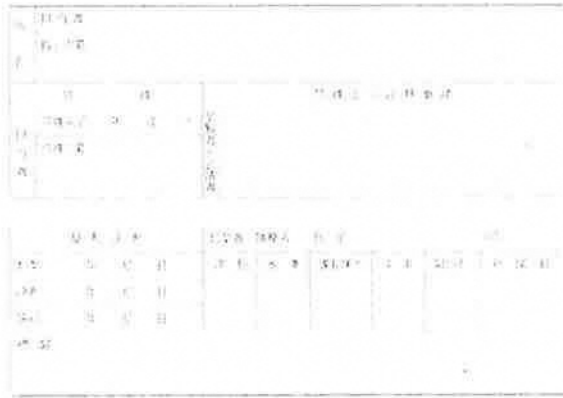
草津市長 橋 川 渉

- 1 (1) 保護樹木の名称 下物町・観音堂のクロマツ
- (2) 保護樹木の所在地
 - ア 土地の表示 草津市下物町1090番地
 - イ 位置図 別紙のとおり
- (3) 指定解除案を縦覧に供する場所および縦覧期間
 - ア 場 所 草津市環境経済部環境政策課
常盤まちづくりセンター
 - イ 期 間 令和2年3月17日から令和2年3月30日まで

3 その他の事項

当該樹木に係る住民および土地所有者等は縦覧期間満了日までに縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

(令和2年3月16日掲示済み)



様式第5号を次のように改正する。

回 答 書



付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの規程による改正前の関係規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第55号

草津市みんなでトーク実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月19日

草津市長 橋 川 渉

草津市みんなでトーク実施要綱の一部を改正する要綱

草津市みんなでトーク実施要綱（平成14年草津市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市内に居住し、通勤し、または通学する」を「市内に居住、通勤もしくは通学、または市内で活動する」に改める。

第3条第2項中「広報くさつ等」を「ホームページ等」に改める。

第4条第1項中「月曜日」を「原則月曜日」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条中「みんなでトークに必要な」を「みんなでトークの実施にかかる」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月19日掲示済み)

草津市告示第56号

草津市市税に係る課税証明書等交付業務嘱託職員に関する要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月19日

草津市長 橋 川 渉

草津市市税に係る課税証明書等交付業務嘱託職員に関する要綱を廃止する要綱

草津市市税に係る課税証明書等交付業務嘱託職員に関する要綱（平成25年草津市告示第110号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(令和2年3月19日掲示済み)

草津市告示第57号

草津市ブロック塀等改修促進補助金交付要綱の一部

を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月23日

草津市長 橋 川 渉

草津市ブロック塀等改修促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市ブロック塀等改修促進補助金交付要綱（平成24年草津市告示第144号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(令和2年3月23日掲示済み)

草津市告示第58号

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月23日

草津市長 橋 川 渉

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱（平成24年草津市告示第143号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(令和2年3月23日掲示済み)

草津市告示第60号

草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱を次のと

おり制定する。

令和2年3月23日

草津市長 橋川 渉

草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 市長は、市内に所在する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項または同法第35条第4項の認可を受けた保育所、幼保連携型認定こども園および地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)における子どもを安心して育てることができる体制整備を図るため、新型コロナウイルスの感染症対策として、予算の範囲内において草津市保育環境改善等事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業の要件)

第2条 補助対象事業は、保育所等が実施する「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添7に定める「保育環境改善等事業実施要綱」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保育所等における子ども用マスクおよび消毒液等の購入ならびに保育所等の消毒を行う事業(納品書および領収書等により令和2年3月31日までの完了(支払いを含む)が確認できるものに限る。)とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、保育所等1箇所当たり、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額と50万円を比較して少ない方の額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 草津市保育環境改善等事業補助金所要額調査(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書または見込書の抄本
- (3) その他市長が必要と認める書類(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書

の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は翌年度4月10日までとする。

- (1) 草津市保育環境改善等事業補助金精算額調査(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書または見込書の抄本
- (3) 納品日および支払日を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類(関係書類の保管等)

第6条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書および領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年1月16日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第6条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別記様式第1号(第42頁)の添付書類

草津市保育環境改善等事業補助金所要額調査表

表2-1

No.	品名等	単位(個)等	単価	総支払額(円)	交付日	納品日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※ 申請書の添付書類として提出するものとする。
※ 申請書の添付書類として提出するものは、申請書の添付書類として提出するものとする。

申請者(法人名)	申請者(個人名)	支 払 日	補助金額(円)	申請書の提出日	申請書の提出場所

草津市告示第61号

草津市蓄電池等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

No.	品名	単位(個)	数量	標準価格(円)	総計	備付	備付
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

令和2年3月23日

品名	単位	数量	標準価格	総計

(令和2年3月23日揭示済み)

草津市告示第61号

草津市滋賀型地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月23日

草津市長 橋川 渉

草津市滋賀型地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市滋賀型地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱(平成21年草津市告示第131号)の一部を次のように改正する。

第7条中「5年間」を「10年間」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月23日揭示済み)

草津市告示第62号

草津市蓄電池等設置費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月25日

草津市長 橋川 渉

草津市蓄電池等設置費補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市蓄電池等設置費補助金交付要綱(平成29年草津市告示第117号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月25日揭示済み)

草津市告示第63号

草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱(平成25年草津市告示第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「たいう」の右に「およびかなえ」を加える。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月27日揭示済み)

草津市告示第64号

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定す

る。

令和2年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱（平成23年草津市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 補助金の算定額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月27日掲示済み）

草津市告示第65号

草津市一般介護予防事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市一般介護予防事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市一般介護予防事業実施要綱（平成29年草津市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表第1中

地域リハビリテーション活動支援事業	(1) 地域における介護予防の取組を強化するため、次に掲げる方法により、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者を派遣し助言を行う。
-------------------	---

	<p>ア 地域の介護予防に資する自主活動グループに対する活動の評価、指導およびグループの適性に応じた活動内容の提案などの助言</p> <p>イ 介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む。）に対し、その職能に応じた介護予防に関する評価、指導および提案などの助言</p> <p>(2) リハビリテーション専門職の派遣回数は、原則1団体につき年1回とし、その派遣時間は2時間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>
--	---

」を

地域リハビリテーション活動支援事業	<p>地域における介護予防の取組を強化するため、次に掲げる方法により、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者を派遣し助言を行う。</p> <p>(1) 地域の介護予防に資する自主活動グループに対する活動の評価、指導およびグループの適性に応じた活動内容の提案などの助言</p> <p>(2) 介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む。）に対し、その職能に応じた介護予防に関する評価、指導および提案などの助言</p> <p>(3) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメントへの助言</p> <p>(4) 介護予防ケアマネジメントにかかるアセスメント（課題抽出）やモニタリング、評価等実施時における助言</p>
-------------------	--

」に

改め、同表を別表とする。

別表第2を削る。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月27日揭示済み)

草津市告示第66号

草津市地域再生推進協議会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域再生推進協議会開催要綱の一部を改正する要綱

草津市地域再生推進協議会開催要綱（平成30年草津市告示第366号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「14人」を「17人」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月27日揭示済み)

草津市告示67号

草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱（平成26年草津市告示第80号）の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

(令和2年3月27日揭示済み)

草津市告示第68号

草津市改良住宅譲渡代金延納取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市改良住宅譲渡代金延納取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市改良住宅譲渡代金延納取扱要綱（平成31年草津市告示第82号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和54年建設省住宅局長通達」を「昭和54年建設省住整発第6号」に改める。

第4条第3項中「納付は、」の右に「口座振替または」を加える。

付 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

(令和2年3月30日揭示済み)

草津市告示第69号

草津市妊婦健康診査実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市妊婦健康診査実施要綱の一部を改正する要綱

草津市妊婦健康診査実施要綱（平成22年草津市告示第267号）の一部を次のように改正する。

題名中「妊婦健康診査」を「妊婦健康診査等」に改める。

第1条中「（以下「妊婦健康診査」という。）」を「および新生児に対して行われる新生児聴覚検査の実施について（平成19年1月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に基づく新生児聴覚検査（以下「妊婦健康診査等」という。）」に、「および」を「ならびに新生児の聴覚障害の早期発見ならびに適切な治療および療育につなげることならびに保護者の」に、「妊婦が」を「妊婦等が」に改める。

第2条中「法第16条の母子健康手帳の交付を受けた

妊婦であって、妊婦健康診査を受診する日において、本市に住民登録のあるものとする。」を「次の各号に掲げる妊婦健康診査等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第13条の健康診査 法第16条の母子健康手帳の交付を受けた妊婦であって、妊婦健康診査を受診する日において、本市に住民登録のあるもの
- (2) 新生児聴覚検査 保護者のいずれかが本市に住民登録のある者であって、検査の受検時において本市に住所を有する新生児（本市に住所を有することとなる新生児を含む。）

第3条中「妊婦健康診査」を「法第13条の健康診査」に改め、「において」の右に「法の規定に基づき」を加える。

第8条を第10条とする。

第7条中「妊婦健康診査」を「妊婦健康診査等」に改め、「妊婦健康診査費請求書」を「妊婦健康診査等費用請求書」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(検査結果の報告)

第9条 委託医療機関は、検査を実施した対象者の保護者に対し、その結果に基づき適切な指導を行うとともに、受診券および母子健康手帳に検査の結果等を記入し、市に報告するものとする。

2 委託医療機関は、検査の結果、継続的支援を要すると認めるときは、速やかに市長に報告し、支援が継続できるよう配慮するものとする。

3 市長は、前項に規定する報告を受けたときは、対象者の保護者に対して必要な支援を行うものとする。

第6条中「妊婦健康診査」を「妊婦健康診査等」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「妊婦健康診査受診券（以下「受診券」という。）」を「別表に規定する妊婦健康診査等の内容ごとの受診券（以下単に「受診券」という。）」に改め、同条第2項中「妊婦健康診査」を「法第13条の健康診査」に改め、同条第3項中「妊婦健康診査」を「妊婦健康診査等」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「妊婦健康診査」を「妊婦健康診査等」に改め、同条を第5条とし、第3条条の次に次の1条を加える。

第4条 新生児聴覚検査は、自動ABR（自動聴性脳幹反応）検査またはOAE（耳音響放射）検査によ

るものとし、新生児期の入院または外来において実施するものとする。ただし、分娩取扱機関において検査が受検できない場合やその他特別な事情があると認める場合には、生後3か月未満までの入院または外来において実施することができる。

別表中「第4条関係」を「第5条、第6条関係」に、「妊婦健康診査の内容」を「妊婦健康診査等の内容」に改め、同表に次のように加える。

新生児聴覚検査	3,000円
---------	--------

別記様式を次のように改める。

別記様式(第8条第1項関係) 妊婦健康診査等費用請求書 (県外受診者用)

公益財団法人草津市健康づくり財団 理事長 様

〒310-0801 茨城県水戸市千代田区千代田 1-1-1 草津市健康づくり財団 事務室

記入者 記入日 年 月 日

姓 名 (姓連綴)	氏名を姓連綴名	住所 (〒)	〒	市町村	区	町	番	号
フリガナ	フリガナ	〒	市	区	町	番	号	室
氏 名	口産番号	普通・自産 (No.)						
電 話 番 号	口産名義人							
受診券番号	同封受診券	基本受診券	枚	診察受診券	枚			
請求額	請求額							

請求額に基づき審査後公費負担額が上記の預金口座に振り込まれるよう依頼します。
なお、振込み及び振戻し手数料は請求者本人が負担し、その額を差し引いた額が振り込まれることを了承します。

【注意事項】☆振込み金額等にご不明がある場合は、電話またはメールにてお問い合わせください。
提出の期には十分に記載内容をご確認ください。
☆請求書内容等に不備が確認された場合は着検を返送し、修正して頂きますのであらかじめご了承ください。
☆この請求書は、分娩日の翌々月10日までに公益財団法人草津市健康づくり財団へ提出して下さい。
請求書の記載事項の変更は、医師機関に依頼して頂きますのでご注意ください。

以下は、医師機関に依頼し記入して頂いて下さい。>

以下医療機関記入欄 妊婦健康診査等実施報告書

医療機関 氏名 住所

次のとおり、健康診査を実施したので、下記注意事項を参照の上、本表内に記載し提出して下さい。

フリガナ: 氏名 電話番号 年 月 日 日

受診者氏名 受診券番号

受診日	検査項目										計	備考	
	聴覚検査	聴覚検査	聴覚検査	聴覚検査	聴覚検査	聴覚検査	聴覚検査	聴覚検査	聴覚検査	聴覚検査			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の草津市妊婦健康診査等実施要綱の規定中新生児聴覚検査に関する部分は、令和2年4月1日以降に出生した者に適用する。

(令和2年3月30日揭示済み)

草津市告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和2年3月30日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ツクイ草津	滋賀県草津市岡本町1371番地7 フレール西鴻池205号室	株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高橋 靖宏 神奈川県横浜市泉区上飯田町1053番地 エクセレント横浜いずみ中央106号室	介護予防型 訪問サービス	令和2年 4月1日	2570601696

(令和2年3月30日掲示済み)

草津市告示第71号

草津市救急病院運営補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市救急病院運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、救急医療の確保および地域医療の充実を図るため、救急医療を実施する病院（以下「救急病院」という。）に対し、予算の範囲内において草津市救急病院運営補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号（以下「規則」という。））に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に

掲げる市内の救急病院とする。

(1) 公的病院等 特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「特別交付税省令」という。）第2条第1項第1号の表第50号に規定する公的病院であって、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき救急病院として滋賀県知事が告示した医療機関の設置者とする。

(2) 私的病院 特別交付税省令第4条第1項第1号の表第38号に規定する医療機関であって、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の医療機関の設置者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、救急医療にかかる事業とする。

(補助金交付額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる救急病院の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 公的病院等 特別交付税省令第2条第1項第1号の表第50号第2号を準用する特別交付税省令第3条第1項第3号イの表第48号の規定により算定した額と当該年度の補助対象経費の支出額から救急医療で得た医業収益その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額の2分の1

(2) 私的病院 特別交付税省令第5条第1項第3号イの表第32号の規定により算定した額の2分の1。(ただし、上限額を1,000万円)

2 公的病院等に対しては、前項の規定にかかわらず、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第15条第2項の規定により交付が決定された特別交付税の額(不採算地区公的病院等の助成に要する経費に係る部分に限る(以下「特別交付税決定額」という。))に2分の5を乗じた額が前項の規定により算出した補助金の額に満たない場合にあっては、補助金の額は、特別交付税決定額に2分の5を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする救急病院の設置者は、市長が別に定める日までに、規則第3条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書および収支計画書(当該年度のものに限る。)
- (2) 専用病床配置図面および病床数が分かるもの
- (3) 当該年度および前年度の月別受入搬送数が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業を廃止したときを含む。)は、規則第13条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書収支報告書(当該年度のものに限る。)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月30日から施行し、令和元年度に実施される補助事業について適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

(令和2年3月30日揭示済み)

草津市告示第73号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年3月31日から令和2年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名 2351 野路矢橋線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路二丁目字瓦屋1098番2から	変更前	4.0~9.2	182.8	
草津市野路二丁目字瓦屋1092番3まで	変更後	7.4~13.2	182.8	

路線名 2351 野路矢橋線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路町字惣水1210番3から	変更前	5.8~9.7	10.0	
草津市野路町字惣水1210番1まで	変更後	3.2~9.7	18.5	

路線名 3408 下笠外環状線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字野岸731番1から 草津市下笠町字野岸731番4まで	変更前	4.9~10.4	14.2	
	変更後	4.9~10.4	14.2	

路線名 3505 穴村北大萱線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市北大萱町字南出502番から 草津市北大萱町字南出504番1まで	変更前	3.5~5.5	23.2	
	変更後	3.4~5.1	23.2	

路線名 3601 大路渋川北線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市渋川二丁目字海道浦291番1から 草津市渋川二丁目字海道浦291番1まで	変更前	10.2~11.0	16.2	
	変更後	10.5~11.4	16.2	

路線名 3808 宮町渋川線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市大路一丁目字西浦926番から 草津市大路一丁目字西浦930番まで	変更前	6.3~7.6	74.6	
	変更後	6.3~12.8	74.6	

路線名 3912 新草津川南線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市東草津二丁目字中ノ町258番1から 草津市東草津二丁目字中ノ町259番3まで	変更前	7.2~9.5	59.2	
	変更後	10.9~17.5	59.2	

路線名 4133 下寺東6号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下寺町字皆出722番1から 草津市下寺町字モロセ827番1まで	変更前	5.6~12.3	128.0	
	変更後	6.0~14.5	128.0	

路線名 4310 下笠10号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字北出1362番から 草津市下笠町字北出1362番まで	変更前	2.3~4.0	5.8	
	変更後	2.3~6.2	5.8	

路線名 4311 下笠11号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字市場西1360番3から 草津市下笠町字北出1362番まで	変更前	2.2~3.5	14.0	
	変更後	2.2~4.4	14.0	

路線名 4326 下笠26号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字一本木1506番1から 草津市下笠町字一本木1506番1まで	変更前	2.3~2.3	1.6	
	変更後	2.3~2.3	1.6	

路線名 5234 北大萱5号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市北大萱町字西出593番から 草津市北大萱町字西出593番まで	変更前	6.0~6.0	11.2	
	変更後	5.4~6.2	11.2	

路線名 5318 上笠北6号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市上笠一丁目字六ノ坪272番10から	変更前	4.4~7.0	104.5	
草津市上笠一丁目字六ノ坪272番3まで	変更後	4.9~7.5	104.5	

路線名 5325 上笠北13号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市上笠二丁目字昼町167番13から	変更前	6.0~12.4	9.5	
草津市上笠二丁目字昼町167番13まで	変更後	7.6~11.2	9.5	

路線名 5327 下笠北2号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字井之元1153番から	変更前	4.6~9.4	8.8	
草津市下笠町字井之元1153番まで	変更後	4.5~8.4	8.8	

路線名 5352 下笠北7号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字井之元1151番1から	変更前	2.9~4.8	7.5	
草津市下笠町字井之元1151番1まで	変更後	2.9~4.5	7.5	

路線名 6707 大路2号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市大路三丁目字穴田101番6から	変更前	2.7~2.7	21.2	
草津市大路三丁目字穴田104番1まで	変更後	3.7~3.8	21.2	

路線名 6717 大路12号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市大路一丁目字西浦926番から	変更前	4.6~4.6	5.6	
草津市大路一丁目字西浦926番まで	変更後	4.6~8.6	5.6	

路線名 6719 大路14号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市大路一丁目字西浦908番から	変更前	6.9~6.9	7.5	
草津市大路一丁目字西浦906番まで	変更後	6.9~9.0	7.5	

路線名 6720 大路15号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市大路三丁目字砂田151番1から	変更前	2.5~12.6	269.3	
草津市大路二丁目字新屋敷81番2まで	変更後	2.8~12.4	269.3	

路線名 7105 木川西4号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市木川町字柳原774番から	変更前	2.8~3.2	29.5	
草津市木川町字柳原776番8まで	変更後	5.2~5.5	29.5	

路線名 7133 北山田西2号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市北山田町字高砂2704番から	変更前	3.0~4.5	1274.5	
草津市北山田町字高砂2960番5まで	変更後	5.8~10.0	1289.2	

路線名 7166 木川西14号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市木川町字柳原776番26から	変更前	6.0~9.2	12.6	
草津市木川町字柳原776番26まで	変更後	6.0~10.0	35.4	

路線名 7340 矢橋29号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市矢橋町字美濃街道929番1から	変更前	4.6~4.6	8.0	
草津市矢橋町字美濃街道929番1まで	変更後	5.4~5.4	8.0	

路線名 8119 西草津19号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市木川町字神保ヶ町886番1から	変更前	5.8~6.3	21.6	
草津市木川町字神保ヶ町886番16まで	変更後	6.0~7.0	21.6	

路線名 8144 木川東16号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市木川町字四石舞951番59から	変更前	4.0~7.8	21.8	
草津市木川町字神保ヶ町886番1まで	変更後	6.9~13.4	21.8	

路線名 8315 草津15号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市草津三丁目字的場559番から	変更前	3.9~12.5	38.0	
草津市草津三丁目字的場555番まで	変更後	3.9~12.5	38.0	

路線名 8405 矢倉南5号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市矢倉二丁目字下北池70番1から	変更前	3.7~4.0	17.2	
草津市矢倉二丁目字下北池70番4まで	変更後	4.0~4.0	17.2	

路線名 8503 野路南3号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路二丁目字瓦屋1089番14から	変更前	3.5~6.5	15.8	
草津市野路二丁目字瓦屋1082番10まで	変更後	2.4~5.2	12.2	

路線名 9279 追分北40号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分四丁目字中尾560番5から	変更前	6.0~10.0	22.8	
草津市追分四丁目字中尾560番5まで	変更後	6.0~10.0	22.8	

路線名 9334 野路桜ヶ丘7号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市桜ヶ丘一丁目字石坂1903番75から	変更前	7.6~9.8	33.5	
草津市桜ヶ丘一丁目字石坂1903番84まで	変更後	9.8~10.0	33.5	

路線名 9362 野路3号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路七丁目字内山1663番3から	変更前	3.5~4.2	74.5	
草津市野路七丁目字萩之里1566番2まで	変更後	4.1~4.7	74.5	

路線名 9371 野路12号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路七丁目字萩之里1562番から	変更前	1.8~1.8	5.4	
草津市野路七丁目字萩之里1562番まで	変更後	1.8~1.8	4.7	

路線名 9859 岡本11号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市岡本町字奥山田1089番3から	変更前	2.1~2.2	5.8	
草津市岡本町字奥山田1089番3まで	変更後	2.1~3.5	5.8	

路線名 9887 追分東2号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分南九丁目字葎ヶ谷907番7から	変更前	3.9~4.0	4.4	
草津市追分南九丁目字葎ヶ谷907番7まで	変更後	3.9~4.0	6.2	

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和2年3月31日から令和2年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	区 間	敷地の幅員 最小~最大(m)	延長 (m)	備考
8705	野路南98号線	草津市野路町字沢884番2から 草津市野路町字惣水1212番2まで	2.8~4.7	68.4
9135	青地北18号線	草津市青地町字水曲瀬280番1から 草津市青地町字水曲瀬267番3まで	6.4~10.5	110.2

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年3月31日から令和2年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
2351	野路矢橋線	草津市野路二丁目字瓦屋1098番2から 草津市野路二丁目字瓦屋1092番3まで	令和2年 3月31日
2351	野路矢橋線	草津市野路町字惣水1210番3から 草津市野路町字惣水1210番1まで	令和2年 3月31日

3408	下笠外環状線	草津市下笠町字野岸731番1から 草津市下笠町字野岸731番4まで	令和2年 3月31日		
3601	大路渋川北線	草津市渋川二丁目字海道浦291番1から 草津市渋川二丁目字海道浦291番1まで	令和2年 3月31日		
3808	宮町渋川線	草津市大路一丁目字西浦926番から 草津市大路一丁目字西浦930番まで	令和2年 3月31日		
3912	新草津川南線	草津市東草津二丁目字中ノ町258番1から 草津市東草津二丁目字中ノ町259番3まで	令和2年 3月31日		
4133	下寺東6号線	草津市下寺町字皆出722番1から 草津市下寺町字モロセ827番1	令和2年 3月31日		
4310	下笠10号線	草津市下笠町字北出1362番から 草津市下笠町字北出1362番まで	令和2年 3月31日		
4311	下笠11号線	草津市下笠町字市場西1360番3から 草津市下笠町字北出1362番まで	令和2年 3月31日		
4326	下笠26号線	草津市下笠町字一本木1506番1から 草津市下笠町字一本木1506番1まで	令和2年 3月31日		
5234	北大萱5号線	草津市北大萱町字西出593番から 草津市北大萱町字西出593番から	令和2年 3月31日		
5318	上笠北6号線	草津市上笠一丁目字六ノ坪272番10から 草津市上笠一丁目字六ノ坪272番3まで	令和2年 3月31日		
5325	上笠北13号線	草津市上笠二丁目字昼町167番13から 草津市上笠二丁目字昼町167番13まで	令和2年 3月31日		
6707	大路2号線	草津市大路三丁目字穴田101番6から 草津市大路三丁目字穴田104番1まで	令和2年 3月31日		
6717	大路12号線	草津市大路一丁目字西浦926番から 草津市大路一丁目字西浦926番まで	令和2年 3月31日		
6719	大路14号線	草津市大路一丁目字西浦908番から 草津市大路一丁目字西浦906番まで	令和2年 3月31日		
6720	大路15号線	草津市大路三丁目字砂田151番1から 草津市大路二丁目字新屋敷81番2まで	令和2年 3月31日		
7105	木川西4号線	草津市木川町字柳原774番から 草津市木川町字柳原776番8まで	令和2年 3月31日		
7133	北山田西2号線	草津市北山田町字高砂2704番から 草津市北山田町字高砂2960番5まで	令和2年 3月31日		
7166	木川西14号線	草津市木川町字柳原776番26から 草津市木川町字柳原776番26まで	令和2年 3月31日		
7340	矢橋29号線	草津市矢橋町字美濃街道929番1から 草津市矢橋町字美濃街道929番1まで	令和2年 3月31日		

8119	西草津19号線	草津市木川町字神保ケ町886番1から 草津市木川町字神保ケ町886番16まで	令和2年 3月31日	
8144	木川東16号線	草津市木川町字四石舞951番59から 草津市木川町字神保ケ町886番1まで	令和2年 3月31日	
8315	草津15号線	草津市草津三丁目字的場559番から 草津市草津三丁目字的場555番まで	令和2年 3月31日	
8405	矢倉南5号線	草津市矢倉二丁目字下北池70番1から 草津市矢倉二丁目字下北池70番4まで	令和2年 3月31日	
8503	野路南3号線	草津市野路二丁目字瓦屋1089番14から 草津市野路二丁目字瓦屋1082番10まで	令和2年 3月31日	
8705	野路南98号線	草津市野路町字沢884番2から 草津市野路町字惣水1212番2まで	令和2年 3月31日	
9135	青地北18号線	草津市青地町字水曲瀬280番1から 草津市青地町字水曲瀬267番3まで	令和2年 3月31日	
9334	野路桜ヶ丘7号線	草津市桜ヶ丘一丁目字石坂1903番75から 草津市桜ヶ丘一丁目字石坂1903番84まで	令和2年 3月31日	
9362	野路3号線	草津市野路七丁目字内山1663番3から 草津市野路七丁目字萩之里1566番2まで	令和2年 3月31日	

9859	岡本11号線	草津市岡本町字奥山田1089番3から 草津市岡本町字奥山田1089番3まで	令和2年 3月31日	
9887	追分東2号線	草津市追分南九丁目字葎ヶ谷907番7から 草津市追分南九丁目字葎ヶ谷907番7まで	令和2年 3月31日	

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次のとおり歩行者専用道路を指定する。

この関係図面は、令和2年3月31日から令和2年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名 8705 野路南98号線

道路の区域

指定区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	指定年月日	備考
草津市野路町字沢884番2から 草津市野路町字惣水1212番2まで	2.8~4.7	68.4	令和2年 3月31日	

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第77号

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の一部を次のように改正する。

別表第2および別表第3に次のように加える。

臨時延長保育等加算	1 臨時延長保育事業	「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日付府子令第474号）の別紙に定める新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時
	1 支援単位当たり日額	30,200円まで
	2 感染拡大防止事業	特別開所支援事業等の実施に必要な経費（放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費に限る。）を対象とする。
	1 支援単位当たり	500,000円まで

別記様式第4号および別記様式第13号中

金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」を

臨時延長保育等加算以外	円	円	円	円	円	円	円	円	円
臨時延長保育等加算									
合計									

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年1月16日以降に実施される補助対象事業に適用する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市告示第78号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年4月6日に送達があったものとみなす。

1	氏名	住所	電話番号
2	氏名	住所	電話番号
3	氏名	住所	電話番号
4	氏名	住所	電話番号
5	氏名	住所	電話番号
6	氏名	住所	電話番号
7	氏名	住所	電話番号
8	氏名	住所	電話番号
9	氏名	住所	電話番号
10	氏名	住所	電話番号
11	氏名	住所	電話番号
12	氏名	住所	電話番号
13	氏名	住所	電話番号
14	氏名	住所	電話番号
15	氏名	住所	電話番号
16	氏名	住所	電話番号
17	氏名	住所	電話番号
18	氏名	住所	電話番号
19	氏名	住所	電話番号
20	氏名	住所	電話番号
21	氏名	住所	電話番号
22	氏名	住所	電話番号
23	氏名	住所	電話番号
24	氏名	住所	電話番号
25	氏名	住所	電話番号
26	氏名	住所	電話番号
27	氏名	住所	電話番号
28	氏名	住所	電話番号
29	氏名	住所	電話番号
30	氏名	住所	電話番号
31	氏名	住所	電話番号
32	氏名	住所	電話番号
33	氏名	住所	電話番号
34	氏名	住所	電話番号
35	氏名	住所	電話番号
36	氏名	住所	電話番号
37	氏名	住所	電話番号
38	氏名	住所	電話番号
39	氏名	住所	電話番号
40	氏名	住所	電話番号
41	氏名	住所	電話番号
42	氏名	住所	電話番号
43	氏名	住所	電話番号
44	氏名	住所	電話番号
45	氏名	住所	電話番号
46	氏名	住所	電話番号
47	氏名	住所	電話番号
48	氏名	住所	電話番号
49	氏名	住所	電話番号
50	氏名	住所	電話番号

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市告示第79号

子ども・子育て支援法（昭和24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等として確認を行ったので、同法第58条の11第1項第1号の規定により告示する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

特定子ども・子育て支援施設等 別紙のとおり
付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第80号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定に基づき、令和2年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所および期間を次のとおり定める。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

- 1 縦覧場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部税務課資産税係
- 2 縦覧期間 令和2年4月1日（水）から令和2年
6月1日（月）までの執務時間内（午
前8時30分から午後5時15分まで）
- 3 縦覧に供する台帳
 - (1) 土地価格等縦覧帳簿
 - (2) 家屋価格等縦覧帳簿

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第81号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に

登録したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第82号

草津市就業資格取得支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市就業資格取得支援補助金交付要綱の一部
を改正する要綱

草津市就業資格取得支援補助金交付要綱（平成28年
草津市告示第265号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成32年3月31日限り」を「令和4
年3月31日限り」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第83号

草津市職員提案制度に関する要綱および草津市行政
システム改革推進本部会議設置要綱の一部を改正する
要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市職員提案制度に関する要綱および草津市
行政システム改革推進本部会議設置要綱の一部
を改正する要綱

(草津市職員提案制度に関する要綱の一部改正)

第1条 草津市職員提案制度に関する要綱（平成12
年草津市告示第151号）の一部を次のように改正す

る。

第1条中「草津市臨時職員等の給与・勤務条件に関する要綱（平成26年草津市告示第129号）第15条第1項により採用された職員」を「草津市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年草津市規則第17号）第3条第1項により任命された職員」に改める。

第10条中「行政経営課」を「経営戦略課」に改める。

別記様式第4号中「行政経営課長」を「経営戦略課長」に改める。

（草津市行政システム改革推進本部会議設置要綱の一部改正）

第2条 草津市行政システム改革推進本部会議設置要綱（平成25年草津市告示第134号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「総合政策部理事（草津未来研究所・行政経営担当）」を「総合政策部理事（草津未来研究所・経営戦略担当）」に改める。

第6条中「行政経営課」を「経営戦略課」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日掲示済み）

草津市告示第84号

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱（平成20年草津市告示第164号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日掲示済み）

草津市告示第85号

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱（平成30年草津市告示第261号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日掲示済み）

草津市告示第86号

令和2年3月3日開会の草津市議会定例会において議決を経た草津市一般会計予算等の要領は、次のとおりである。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

1 予算題目一覧

令和2年度草津市一般会計予算

令和2年度草津市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度草津市財産区特別会計予算

令和2年度草津市学校給食センター特別会計予算

令和2年度草津市介護保険事業特別会計予算

令和2年度草津市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度草津市水道事業会計予算
 令和2年度草津市下水道事業会計予算
 令和元年度草津市一般会計補正予算（第6号）
 令和元年度草津市国民健康保険事業特別会計補正
 予算（第3号）
 令和元年度草津市財産区特別会計補正予算（第3
 号）
 令和元年度草津市介護保険事業特別会計補正予算
 （第3号）
 令和元年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予
 算（第3号）
 令和元年度草津市水道事業会計補正予算（第3
 号）
 令和元年度草津市下水道事業会計補正予算（第2
 号）

2 要領 略

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市告示第87号

草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱の一部
 を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱の
 一部を改正する要綱

草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱（昭和
 58年草津市告示第57号）の一部を次のように改正す
 る。

第9条中「生活支援課」を「人とくらしのサポート
 センター」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年4月1日揭示済み）

草津市告示第88号

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱を次のとおり
 制定する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱
 （設置）

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105
 号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する
 生活困窮者および生活困窮に陥る恐れのある者（以
 下「生活困窮者等」という。）に対する自立支援を
 図るため、法第9条第1項の規定に基づき、草津市
 生活困窮者等支援会議（以下「会議」という。）を
 設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、生活困窮者等に対する自立の支援を
 図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活
 困窮者等が地域において日常生活および社会生活を
 営むのに必要な支援体制に関する検討を行うことを
 目的として次の各号のいずれかに該当する場合につ
 いて協議する。

- (1) 支援にあたって複数の関係機関で連携を図る必
 要があるにも関わらず、その前提となる情報の共
 有について支援の対象となる生活困窮者等の同意
 を得られない場合
- (2) 同一世帯内に複数の生活困窮者等があり、課題
 に応じて個別に複数の関係機関が支援している
 が、世帯全体におよぶ課題について、情報の共有
 や連携を図ることができていない場合
- (3) その他会議の設置目的を達成するために必要と
 認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、別表に掲げる関係機関に属する者お
 よびその他生活困窮者等の支援のために総括者が必
 要と認める機関等（以下「構成員」という。）を
 もって構成する。

- 2 会議に総括者を置き、健康福祉部人とくらしのサ
 ポートセンター所長をもって充てる。
- 3 総括者は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 総括者は、指定する構成員に対し、総括者の職務
 を代理させることができる。
- 5 総括者に事故があるとき、または総括者が欠けた
 ときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその

職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、総括者が構成員のうちから議題に関係のある者を選定して招集する。

2 総括者は、会議を招集するときは、前項の規定により選定した構成員に次に掲げる事項を事前に通知しなければならない。

(1) 当該会議は、法第9条第1項の規定に基づく支援会議であること。

(2) 当該会議に出席した構成員は法第9条第5項の規定による守秘義務を負うこと。

3 会議および会議の資料は非公開とする。

(通知の手続の省略)

第5条 前条第2項の規定にかかわらず、総括者は、会議を速やかに招集する必要があると認めるときは、通知の手続を経ることなく会議を開催することができる。

2 総括者は、前項の規定により通知の手続を省略したときは、前条第2項各号に規定する事項を会議に先立って告げなければならない。

(会議録)

第6条 総括者は、会議の終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、議事の概要、開会および閉会の日時、会議に出席した構成員の所属および氏名ならびに会議で提出された資料の内容等を記載しなければならない。

3 第3条第4項の規定により総括者の職務を代理した構成員が前項の会議録を作成したときは、当該会議録を総括者に提出し、その承認を受けなければならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部人とくらしのサポートセンター（第3条第4項の規定により総括者の職務を構成員に代理させた場合は、当該構成員の属する市の所属または機関もしくは団体）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の設置に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

関係機関

- 草津市総合政策部人権政策課
- 草津市総合政策部人権センター
- 草津市総合政策部男女共同参画課
- 草津市まちづくり協働部生活安心課
- 草津市総務部税務課
- 草津市総務部納税課
- 草津市健康福祉部生活支援課
- 草津市健康福祉部人とくらしのサポートセンター
- 草津市健康福祉部障害福祉課
- 草津市健康福祉部健康増進課
- 草津市健康福祉部地域保健課
- 草津市健康福祉部長寿いきがい課
- 草津市健康福祉部介護保険課
- 草津市健康福祉部保険年金課
- 草津市健康福祉部健康福祉政策課
- 草津市子ども未来部子ども・若者政策課
- 草津市子ども未来部子ども家庭課
- 草津市子ども未来部子ども家庭課（少年センター・あすくる草津）
- 草津市子ども未来部家庭児童相談室
- 草津市子ども未来部発達支援センター
- 草津市子ども未来部子育て相談センター
- 草津市環境経済部商工観光労政課
- 草津市建設部住宅課
- 草津市上下水道部上下水道総務課
- 草津市教育委員会学校教育課
- 草津市教育委員会児童生徒支援課
- 社会福祉法人草津市社会福祉協議会
- 特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター（就労準備支援事業委託事業者）
- 滋賀県南部県税事務所
- 滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県ひきこもり支援センター）
- 滋賀県地域若者サポートステーション
- 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）
- 草津公共職業安定所

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市告示第89号

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱（平成26年草津市告示第242号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市告示第90号

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市漢字検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第180号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市告示第91号

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市英語検定料補助金交付要綱（平成25年草津市告示第181号）の一部を次のように改正する。

第2条中「GTEC Junior」を「東京書籍株式会社が実施する標準学力調査」に改める。

第4条第1項第1号中「1,816円」を「2,650円」に改め、同項第2号中「GTEC Junior受験者」を「標準学力調査受験者」に、「923円」を「1,000円」に改める。

付 則

第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は令和2年3月31日から施行する。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市告示第92号

草津市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市機構集積協力金交付要綱（平成27年草津市告示第201号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「および協力金の交付額」を「、交付要件、交付単価および交付額」に、「別記2第10の4」を「別記2-1第10の5」に、「機構集積協力金の交付基準（以下「県交付基準」という。）」を「機構集積協力金交付事業の配分基準」に、「滋賀県が予定

交付単価の調整を行った場合は、定められた調整方法により算出した額とする。」を「配分順位の高い地域等から優先して協力金を交付する。」に改める。

第3条第1号中「別記様式第1号」を「別記様式」に改め、同条第2号中「別記2」を「別記2-1」に改め、同条第3号を削る。

第6条第1号中「または耕作者集積協力金」を削る。

第7条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

交付対象事業の区分	交付対象者	交付要件	交付単価	交付額
地域集積協力金交付事業	国事業実施要綱別記2-1第5の1および2の規定に該当する地域	国事業実施要綱別記2-1第5の4に規定する要件を満たすもの	国事業実施要綱別記2-1第5の4に規定する単価	国事業実施要綱別記2-1第5の3に規定する額
経営転換協力金交付事業	国事業実施要綱別記2-1第6の1の規定に該当する者	国事業実施要綱別記2-1第6の2に規定する要件を満たすもの	国事業実施要綱別記2-1第6の3に規定する単価	国事業実施要綱別記2-1第6の3に規定する額

別記様式を次のように改める。

別記

様式(第3条関係)

地域集積協力金交付申請書

草津市 宛

地域集積協力金交付を受けるための申請書として申請します。また、以下の内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの承認」欄の口印にレ印を必ず併記してください。

申請 申請日 年 月 日

交付申請書欄	フリガナ	申請 申請日	年 月 日	申請 申請日	年 月 日
	氏名				
	住所				
	電話	FAX			

- ① 交付対象地域の所在地、面積、農地所有状況等の詳細な説明、地域集積協力の実施概要等、を添付し、提出してください。
- ② 申請の活用年、交付対象面積、交付単価、申請額を記載した交付申請書等を添付し、地域集積協力の実施概要等、を添付してください。
- ③ 上記①、②以外に以下の書類を添付してください。
 - ア 「交付金」の償還利用の取扱方法(目的)を定める計画。
 - イ 「交付金」の活用計画をまとめたことが分かる書類(決算報告書等)。
 - エ 交付申請書の提出の届出、協議の記録等の資料。
- ④ 個人情報の取扱いの承認

別記「個人情報の取扱いの承認」欄に「同意する」と記載すること。	口印を併記する
---------------------------------	---------

別記

個人情報の取扱い

以下の「機集集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの承認」欄の口印にレ印を必ず併記してください。

機集集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

草津市は、機集集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号)」および関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、草津市は、本事業の実施に係る集積等への説明会や連絡等および関係の報告等に利用するほか、次の事業等(注1)に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関(注2)に必要最小限度内において提供することがあります。

事業等(注1)	農地集積・集積化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地課題解決加速化支援事業、農業次世代人材発進資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(スーパー7資金)の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、中山間地域農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金等
関係機関(注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業青年協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金(スーパー7資金)の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金交付金受取事業の事業実施主体等

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年度の交付対象事業から適用する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市告示第93号

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱(平成10年草津市告示第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「燃料給油所で本市と契約を締結したもの」を「この要綱に基づく自動車燃料費助成事業

について、本市と協定を締結した燃料給油所」に改め、同条第2項中「本市と契約を締結した一般乗用旅客自動車業を営む者」を「この要綱に基づく福祉タクシー運賃助成事業について、本市と協定を締結した一般旅客自動車運送事業者」に改め、同条第3項中「本市と契約を締結した一般乗用旅客自動車業を営む者」を「この要綱に基づくストレッチャータクシー運賃助成事業について、本市と協定を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者」に改める。

別記様式第3号中

「

明・大・昭・平	年	月	日
---------	---	---	---

」を

「

年	月	日
---	---	---

」に

改める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第94号

草津市コミュニティFM放送設備更新事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市コミュニティFM放送設備更新事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市コミュニティFM放送設備更新事業費補助金交付要綱（平成28年草津市告示第247号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

補助対象事業	補助対象経費	補助率
送信所、演奏所および事務所に必要な機械器具等の更新事業	(1) 送信所、演奏所および事務所用の機械器具、備品等購入費（工事費、設置費等を含む。）	3分の2
	(2) 放送設備に係る事業費で、緊急放送に必要な設備に係る経費	10分の10

付 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

(令和2年3月31日掲示済み)

草津市告示第95号

草津市臨時職員等の給与・勤務条件に関する要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市臨時職員等の給与・勤務条件に関する要綱を廃止する要綱

草津市臨時職員等の給与・勤務条件に関する要綱（平成26年草津市告示第129号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

草津市臨時職員等の給与・勤務条件に関する要綱

平成26年4月1日

告示第129号

改正 平成26年7月1日告示第243号

平成27年2月16日告示第28号

平成27年10月30日告示第277号

平成30年9月5日告示第356号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 臨時職員（第6条—第14条）

第3章 嘱託職員（第15条—第23条）

第4章 その他の取扱い（第24条—第28条）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、臨時職員および嘱託職員（以下「臨時職員等」という。）の任用、勤務時間、給与その他勤務条件に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項または地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。
- (2) 嘱託職員 地方公務員法第3条第3項第3号の規定により任用する非常勤の職員をいう。
- (3) 正規職員 地方公務員法第17条第1項の規定により任用する常勤の職員をいう。
- (4) 所属長 各課、出先機関およびこれらに相当するものの長をいう。

(任用の基準)

第3条 臨時職員等の任用は、原則として職務の遂行に必要な知識および技能または資格もしくは免許を有する者を広く募集し、選考等による能力の実証に基づいて行わなければならない。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、臨時職員等となることができない。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(服務)

第5条 臨時職員等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所属長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 与えられた職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (3) 市の不名誉となる行為を行わないこと。

(4) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。

(5) 誠実かつ公正に勤務すること。

(6) 草津市職員倫理規程（平成13年草津市訓令第3号）の規定に準じて倫理を保持すること。

第2章 臨時職員

(臨時職員の任用等)

第6条 任命権者は、他に特別の定めのある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、課内および部内等で対応することができなときは、予算の範囲内で臨時職員の任用ができるものとする。この場合において、任命権者は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書面を交付するものとする。

- (1) 退職、人事異動または病気休暇等により欠員となる期間が1月を超える場合であって、欠員にしておくことができない緊急の場合 臨時職員雇用通知書（別記様式第1号）
- (2) 1年未満の期間内に廃止される職の場合 臨時職員雇用通知書（別記様式第1号）
- (3) 正規職員が産前産後休暇を取得した場合 臨時職員雇用通知書（別記様式第2号）
- (4) 正規職員が育児休業の承認を受けた場合 臨時職員雇用通知書（別記様式第3号）
- (5) 正規職員が育児短時間勤務の承認を受けた場合 臨時職員雇用通知書（別記様式第1号）
- (6) 1月を超えて臨時的な業務増が見込まれる場合 臨時職員雇用通知書（別記様式第1号）

(任用期間)

第7条 地方公務員法第22条第5項に基づき任用した臨時職員の任用期間は6月を超えることができない。ただし、任用期間の満了の際、特に必要があると認めるときは、その任用期間を6月を超えない期間で1回に限り更新することができる。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定によりに基づき任用した臨時職員の任用期間は、当該育児休業に係る期間について、臨時職員の任用期間の合計が12月を超えることができない。

(勤務時間)

第8条 臨時職員の勤務時間は、正規職員の勤務時間を超えない範囲内において、職に応じて定める。

2 臨時職員の休日および年末年始の取り扱いについては、正規職員の例による。

(賃金等)

第9条 臨時職員には、賃金、時間外勤務手当および

休日勤務手当を支給する。

- 2 賃金は、月給、日給または時間給とし、その額は予算の範囲内で市長が別に定める。
- 3 所定の勤務時間を超えて勤務した場合は、正規職員の例により時間外勤務手当を支給する。
- 4 草津市の休日を定める条例（平成2年草津市条例第2号）第1条の市の休日（以下「市の休日」という。）およびこれに準ずる日に勤務した場合は、正規職員の例により休日勤務手当を支給する。
- 5 臨時職員が勤務しないときは、市の休日である場合、休暇による場合その他その者が勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、勤務1時間当たりの賃金額を減額して賃金を支給する。

（費用弁償）

第10条 週所定勤務日数（第8条または第17条の規定により定められた勤務時間を日数で換算したものをいう。以下同じ。）が5日間以上の臨時職員で、1月以上任用する者には、正規職員の通勤手当の例により費用弁償として通勤費を支給する。ただし、通勤費の1月当たりの上限額は市長が別に定める。

- 2 臨時職員が公務で出張した場合は、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号。以下「旅費条例」という。）の規定により4、3、2、1級相当職員の旅費を支給する。

（賃金等の支給日）

第11条 賃金、時間外勤務手当、休日勤務手当および通勤費は、原則として月の1日から末日までを計算期間として、毎月1回、翌月の15日に支給する。ただし、その日が市の休日に当たるときはその日前においてその日に最も近い市の休日でない日に支給するものとする。

（休暇の種類）

第12条 臨時職員の休暇は、年次有給休暇および特別休暇とする。

（年次有給休暇）

第13条 臨時職員に対し、予定任用期間および週所定勤務日数に応じて、継続し、または分割した年次有給休暇を別表第1のとおり付与する。

- 2 任用期間が継続して6月を超えた者に対しては、6月を超えることとなった日に別表第1中任用期間が継続して6月を超えた者の日数の欄の日数から、それ以前に使用した日数を減じた日数を付与する。
- 3 年次有給休暇は、日または時間を単位として付与

する。

（特別休暇）

第14条 特別休暇の種類、有給または無給の別、付与日数等および取得単位は、別表第2のとおりとする。

第3章 嘱託職員

（嘱託職員の任用等）

第15条 任命権者は、行政運営の効率化および住民サービスの向上に資するため、専門的な知識を有する職務あるいは特定の職務を担う嘱託職員を、予算の範囲内で任用することができる。

- 2 前項の規定により嘱託職員を任用する際には、任命権者は採用辞令（別記様式第4号）を交付するものとする。

- 3 任命権者は、職務の遂行上必要があると認める場合は、嘱託職員証（別記様式第5号）を貸与する。

（任用期間）

第16条 嘱託職員の任用期間は、任用の日からその日の属する年度の末日までとする。

- 2 任用期間満了の際、特に必要があると認めるときは、その任用期間を1年を超えない期間で更新することができる。

- 3 前項の規定による更新は4回限りとする。ただし、市長が特に認めた職種についてはこの限りでない。

- 4 任命権者は、前項の規定により任用期間を更新する場合は、嘱託職員の勤務状況調査を行い、当該調査の結果を更新の資料とする。

（勤務時間）

第17条 嘱託職員の勤務時間は、1週間につき30時間を超えない範囲内においてその勤務日および勤務時間は、所属長が割り振るものとする。

- 2 所属長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある嘱託職員については、前項の規定にかかわらず、勤務日および勤務時間を変形労働時間制により、別に定めることができる。

- 3 嘱託職員の休日および年末年始の取り扱いについては、正規職員の例による。

（報酬）

第18条 嘱託職員には報酬を支給するものとし、報酬の額は、予算の範囲内で市長が別に定める。

- 2 前条第1項の規定に基づき割り振られた勤務時間を超えて勤務した場合は、正規職員の時間外勤務手当の例により得られた額を、報酬額に加算して報酬

を支給する。

3 休日およびこれに準ずる日に勤務した場合は、正規職員の休日勤務手当の例により得られた額を、報酬額に加算して報酬を支給する。

4 嘱託職員が勤務しないときは、市の休日である場合、休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

(費用弁償)

第19条 嘱託職員には、正規職員の通勤手当の例により費用弁償として通勤費を支給する。

2 嘱託職員が公務で出張した場合は、旅費条例の規定により1、3、2、1級相当職員の旅費を支給する。

(報酬等の支給日)

第20条 報酬および通勤費は、原則として月の初日から末日までを計算期間とし、その月の21日に支給する。ただし、その日が市の休日に当たるときはその日前においてその日に最も近い市の休日でない日に支給するものとする。

(休暇の種類)

第21条 嘱託職員の休暇は、年次有給休暇および特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第22条 嘱託職員に対し、勤続年数ならびに週所定勤務日数に応じて、継続し、または分割した年次有給休暇を別表第3のとおり付与する。

2 前項の規定にかかわらず、任用期間が6月未満の嘱託職員に付与する年次有給休暇の日数は、別表第4のとおり付与する。

3 第16条第2項の規定に基づき任用が更新された場合において、更新前の任用期間中に付与した年次有給休暇の日数(この項において「更新時年休日数」という。)うち使用しなかった日数がある場合は、更新時年休日数を上限として、使用しなかった日数を繰り越すことができる。

4 年次有給休暇の付与期間は年度とし、日または時間を単位として付与する。

(特別休暇)

第23条 特別休暇の種類、有給または無給の別、付与日数等および取得単位は、別表第5のとおりとする。

第4章 その他の取扱い

(解雇)

第24条 臨時職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、当初に定めた任用期間にかかわらず、任命権者はこれを解雇することができる。

(1) 勤務成績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職の改廃または予算の減少により廃職等を生じた場合

(5) 刑事事件に関し起訴された場合

(6) 第5条に定める服務に違反したと認められる場合

(社会保険等)

第25条 臨時職員等には、法令で定めるところにより、健康保険、厚生年金保険および雇用保険を適用する。

(福利厚生等)

第26条 勤務時間が1週間につき30時間と定められた嘱託職員には、原則として次の各号を適用する。

(1) 必要な健康診断

(2) 職務執行に必要な被服の貸与

(3) 職員互助会への加入

2 任命権者が特に必要と認めた臨時職員には、前項第1号を適用する。

(災害補償)

第27条 臨時職員等の公務上の災害については、地方公務員災害補償法(昭和48年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)または議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年草津市条例第32号)の規定により補償するものとする。

(雑則)

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(草津市非常勤嘱託職員に関する要綱の廃止)

第2条 草津市非常勤嘱託職員に関する要綱(平成9年草津市告示第8号)は、廃止する。

(草津市臨時職員に関する要綱の廃止)

第3条 草津市臨時職員に関する要綱(平成9年草津

市告示第9号)は、廃止する。

2 廃止する前の草津市臨時職員に関する要綱の規定により平成26年3月31日以前に任用されている者で、予定任用期間の末日が平成26年4月1日以降の者は、平成26年4月1日以降はこの要綱の第6条第1項各号の規定に基づき任用されている者とみなし、この要綱を適用する。

(草津市職員提案制度に関する要綱の一部改正)

第4条 草津市職員提案制度に関する要綱(平成12年草津市告示第151号)第1条中「草津市非常勤嘱託職員に関する要綱(平成9年草津市告示第8号)」を「草津市臨時職員等の給与・勤務条件に関する要綱(平成26年草津市告示第129号)第16条第1項」に改める。

別表第1(第13条第1項、第2項関係)

臨時職員

週所定勤務日数	任用予定期間						任用期間が継続して6月を超えた者の日数
	1月未満	1月以上2月未満	2月以上3月未満	3月以上4月未満	4月以上5月未満	5月以上	
5日	0日	1日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	0日	1日	1日	2日	2日	3日	7日
3日	0日	0日	1日	1日	1日	2日	5日
2日	0日	0日	0日	0日	0日	1日	3日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	0日	1日

別表第2(第14条関係)

特別休暇の種類	付与日数等および取得単位	有給または無給の別
公務災害等休暇	公務上の負傷もしくは疾病または通勤(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の2に規定する通勤をいう。以下この表および別表第5において同じ。)による負傷もしくはは疾病の場合	療養に必要な期間 有給
産前休暇	出産する予定である場合	出産の予定日を含む8週間(多胎妊娠の場合は14週間) 無給

産後休暇	出産した場合	出産の日の翌日から8週間	無給
育児時間休暇	女子職員が生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回それぞれ30分	有給
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難である場合	2日以内で必要と認める期間	無給
忌引休暇	親族が死亡した場合で、葬儀等の行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合(臨時職員で週所定勤務日数が5日以上の方に限る。)	正規職員の例による。	有給
公民権の行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間または時間	有給
裁判員休暇	裁判員として裁判所へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間または時間	有給
夏季休暇	夏季における諸行事や心身の健康の維持および増進のため勤務しないことが相当であると認められる場合(臨時職員で週所定勤務時間が20時間以上の者に限る。)	正規職員の例による。	有給
病気休暇	負傷または疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	当年度において10日の範囲内で日または時間	有給
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合	当年度において5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)の範囲内で日または時間	有給

介護休暇	配偶者等の負傷、疾病または高齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	当年度において5日（対象となるものが2人以上の場合は10日）の範囲内で日または時間	無給
妊娠通勤休暇	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える場合	勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲	無給
妊婦健康診査休暇	妊娠中または出産後1年以内の職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導または同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	無給
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害（つわりに限る。）のため勤務することが著しく困難である場合	7日の範囲内で必要と認められる期間	無給
被災休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 職員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、または一時的に避難しているとき。 (2) 職員および当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内で必要と認められる期間	有給

出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給
退勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	有給

別表第3（第22条第1項関係）

嘱託職員

週所定勤務日数	勤務年数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
5日	10	11	12	14	16
4日	7	8	9	10	12
3日	5	6	6	7	9
2日	3	4	4	5	6
1日	1	2	2	2	3

別表第4（第22条第2項関係）

任用期間が6月未満の嘱託職員

週所定勤務日数	任用予定期間					
	1月未満	1月以上2月未満	2月以上3月未満	3月以上4月未満	4月以上5月未満	5月以上
5日	0日	1日	2日	3日	4日	5日
4日	0日	1日	1日	2日	2日	3日
3日	0日	0日	1日	1日	1日	2日
2日	0日	0日	0日	0日	0日	1日
1日	0日	0日	0日	0日	0日	0日

別表第5（第23条関係）

特別休暇の種類		付与日数等および取得単位	有給または無給の別
公務災害等休暇	公務上の負傷もしくは疾病または通勤による負傷もしくは疾病の場合	療養に必要な期間	有給
産前休暇	出産する予定である場合	出産の予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合は14週間）	有給

産後休暇	出産した場合	出産の日の翌日から8週間	有給	介護休暇	配偶者等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	当年度において5日（対象となるものは2人以上の場合は10日）の範囲内で日または時間	有給
育児時間休暇	女子職員が生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回それぞれ30分	有給	妊娠通勤休暇	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える場合	勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲	無給
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難である場合	2日以内で必要と認める期間	有給	妊婦健康診休暇	妊娠中または出産後1年以内の職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導または同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	無給
結婚休暇	結婚する場合で、結婚式等の行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する7日の範囲内の期間	有給	妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠に起因する障害（つわりに限る。）のため勤務することが著しく困難である場合	7日の範囲内で必要と認められる期間	無給
忌引休暇	親族が死亡した場合で、葬儀等の行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	正規職員の例による。	有給	被災休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 職員の現住居が滅失し、または損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、または一時的に避難しているとき。 (2) 職員および当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内で必要と認められる期間	有給
公民権の行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間または時間	有給				
裁判員休暇	裁判員として裁判所へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間または時間	有給				
夏季休暇	夏季における諸行事や心身の健康の維持および増進のため勤務しないことが相当であると認められる場合	正規職員の例による。	有給				
病気休暇	負傷または疾病による療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	当年度において10日の範囲内で日または時間	有給				
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合	当年度において5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）の範囲内で日または時間	有給				